

美郷町水環境保全条例を制定しました

美郷町は自然環境に恵まれた素晴らしい町、とりわけ水環境については言うまでもありません。

私たちが生活していく上で「水」は欠くことのできない大切な資源、また共有の財産です。

町では、これまで水環境の保全についてさまざまな取り組みを実施してきましたが、このところの水源域などへの「ごみ」の不法投棄や、灯油の流出事故などが後を絶たず、水環境に与える悪影響が心配されています。これらを踏まえ3月定例議会において町・町民・事業者等が

水環境の保全について共通認識を持ち、

それぞれの立場で具体的な活動に取り組み、将来にわたる水に対する清浄なイメージの醸成を図るため美郷町水環境保全条例が可決され、この4月1日から施行されました。

平成20年度は、現在までの水環境保全に関する施策のほか、8月上旬には水環境保全の啓発のためのシンポジウムの開催が予定されるなど、さらなる保全の施策を実施しますので、皆さんのご理解とご協力、さらには保全のための取り組みをお願いします。

条例が定める 水環境保全に向けての共通認識

条例では水環境に関して、次の4つを町、町民、事業者、相互の共通認識としています。

- ①水環境は、美郷町を象徴する地域資源である。
- ②水環境の保全には、町等が連携を図りながら取り組むものとする。
- ③飲料水として利用されている地下水は、有限の共有資源である。
- ④湧水などの地表水や水辺は、町民生活への潤いの提供のみならず、交流など町を活性化させる大切な要素の一つである。

町・町民・事業者のそれぞれの役割

町の役割

町民の快適な生活と町の持続的な発展のため、次に掲げる事項が実現されるよう、水環境の保全に関して自然的、社会的条件に応じた方策を実施します。

- ①水源涵養に資する健全な山林の形成
- ②水辺での貴重な動植物などの生態系の維持
- ③良質な水質及び水量の地下水の持続的な利用
- ④良質な水質の地表水による心に潤いを与える景観の維持

町民の役割

水環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する方策について連携・ご協力をお願いします。

事業者の役割

事業活動を通じて水環境の保全に寄与するように自ら努めるとともに、町が実施する方策について連携・ご協力をお願いします。





「水源域」の保全

水源涵養に資する町有林及び民有林など、山林の適切な管理、保全及び水源域の良好な環境保全に努めます。



「地下水」の保全

地下水の水質および水量の保全を図るため、必要な措置を講ずるよう努めます。

- ① 水源域等での不法投棄の防止
- ② 汚染物質の地下浸透の防止及び適切な処理
- ③ 地下水の定期的な水質検査及び水位の測定
- ④ 地下水の適切な利用調整
- ⑤ 水量確保に向けた涵養
- ⑥ 地下水位低下時の節水調整



「地表水」の保全

町が果たすべき役割

地表水の水質保全を図るため、必要な方策を実施します。

- ① 公共下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽の整備推進およびそれら施設の適切な維持管理に努めます。
- ② 公共下水道、農業集落排水処理施設への加入および浄化槽の設置を促進します。
- ③ 湧水、河川などの定期的な水質検査を実施します。

町民の皆さんへのお願い

- ① 公共下水道または農業集落排水処理施設への加入もしくは浄化槽の設置をお願いします。
- ② イヌやネコなど、ペットのふん尿の適切な処理をお願いします。

事業者の皆さんへのお願い

- ① 事業活動における汚水や悪臭をとまなう排水などの流出防止および適切な処理をお願いします。
- ② 農業における農薬と化学肥料の適切な使用をお願いします。
- ③ 畜産業における家畜ふん尿の適切な処理をお願いします。



「水辺」の保全

イバラトミヨをはじめとする希少な動植物の生態系を守り、潤いのある景観を維持管理するため、水辺の良好な環境保全に努めます。

水環境保全の啓蒙及び学習を推進します

水環境保全に取り組む町民の自主的活動を助長するとともに、これらの育成支援を行うため、必要な方策を実施します。

美郷町水環境保全会議を設置します

水環境の保全に関する方策の推進に係る相互連携や情報交換などのため、関係団体などで組織する「美郷町水環境保全会議」を設置します。



あらゆる命をはぐくみ、人々の暮らしを潤し、かけがえのない美郷町の文化、産業、経済などをはぐくんできた清浄な水環境について、今後とも大切にする意識を喚起するとともに町民共有の貴重な財産として保全し、次代に引き継いでいきましょう。



役場(千畑庁舎)住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903